

第 10 成立要件

前回までの整理

- 成立要件の設定の要否については、現時点においては両論併記とする。
- 成立要件を設けない場合については、必ず開票及び結果の公表が行われ、結果についての尊重義務がある。
- 成立要件を設けた場合については、その要件として投票資格者の2分の1程度とする。不成立の場合においても開票し、結果を公表すべきである。

1 成立要件について

次ページ 「成立要件」についての整理 を参照

2 投票資格者の2分の1以上を成立要件とする論拠について（成立要件を設けた場合）

成立要件については、本市における過去の選挙投票率を踏まえ、2分の1以上の投票率（投票者数／投票資格者総数）とする。市政の重要な課題に対し、半数以上の投票資格者が自らの意思を投票行動により表明した場合、住民の意思としての結果であると判断するのが適当である。

第 15 再請求の制限期間

1 投票結果が不成立である場合における同一事案の再請求の制限について（成立要件を設けた場合）

(1) 再請求の制限に含めると整理する考え方

- 住民投票は、多くの時間、費用、労力等を費やした上で行われるため、制度が濫用されることを避ける必要がある。
- 開票の結果が示されるかどうかにかかわらず、不成立についても住民の意思であり、一度示された意思を尊重するため、一定の期間、事実上の効力を持たせることが必要である。

(2) 再請求の制限に含めないものと整理する考え方

- 不成立の場合、住民投票の結果は住民の総意として示されたとはいえない。

「成立要件」についての整理

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第3回）における委員意見

《成立要件を設けない場合》

○ 必ず開票を行い、開票の結果を公表する。尊重義務は当然に発生する。

※「尊重義務」 住民投票の結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払うこと。

《成立要件を設ける場合》

○ 必ず開票を行い、開票の結果を公表する。成立要件の意味については、統一の見解を得るに至っていない。

○ 成立要件については、投票資格者の2分の1程度とする。

【住民投票条例における「成立要件」の意味について】

住民投票条例における「成立要件」が何を意味するのかについては、「開票の要否」であるのか、また、「住民投票の結果の尊重義務を発生させるもの」であるのか、単に「政治的なメッセージとしての指標」であるのか、議論の前提として明らかになっていない。

そのため、以下、「成立要件」とは何かについて、考え方を整理する。

1 成立要件が「開票の要否」であると整理する場合

住民投票条例に成立要件を設定し、かつ、成立要件を満たさなかった場合については、当然、住民投票が行われたとしても開票されることはない。

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第3回）における委員意見は、成立要件の設定の有無にかかわらず開票し、その結果を公表すべきとの整理であった。この場合、成立要件を「開票の要否」として整理することはできない。

2 成立要件が「住民投票の結果の尊重義務を発生させるもの」と整理する場合

苫小牧市自治基本条例第6条第2項では、「市は、（略）住民投票の結果を尊重するものとする。」と規定している。その上で、住民投票条例に一定の成立要件を規定し、当該成立要件を満たしたときに住民投票条例上の結果の尊重義務が発生するという制度設計とした場合、当該成立要件を満たさないときにおける苫小牧市自治基本条例第6条第2項の結果の尊重義務については、以下のように整理されるものと考えられる。

《開票する場合の整理》

苫小牧市自治基本条例第6条は住民投票についての概括的な規定であり、住民投票制度の詳細については「別に条例で定めるところ」の住民投票条例にその制度設計を委ねている。そのため、苫小牧市自治基本条例第6条第2項に結果の尊重義務規定はあるものの、同条例は住民投票条例において成立要件を設けることを許容している（成立要件を設ける

ことに何ら制約を加えているものではない) ものと考えられる。そのため、住民投票条例において成立要件の規定を設けることは、現行の苫小牧市自治基本条例第6条第2項の規定に抵触するものではないと考えられる。

苫小牧市自治基本条例第6条第2項の尊重義務とは、住民投票条例上の成立要件を満たした場合における結果を尊重すれば足り、住民投票条例上の成立要件を満たしていない投票の結果についての尊重までを求めるものではないと考えられる。そのため、住民投票条例上の成立要件を満たさない住民投票の結果については住民投票条例上の尊重義務が発生しないことは当然であるが、苫小牧市自治基本条例第6条第2項における住民投票の結果の尊重義務についても同様に発生しないこととなる。そのため、仮に住民投票条例の中に尊重義務を発生させるための要件としての成立要件を設定したとしても、苫小牧市自治基本条例条例の規定と競合するといった問題は生じない。

《開票しない場合の整理》

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（第3回）における委員意見は、成立要件の設定の有無にかかわらず開票し、その結果を公表すべきとの整理であった。この場合、「開票しない」という前提は成立しない。しかし、仮に、成立要件を開票要件とし、成立要件を満たさない場合には開票しないとした場合は、以下の整理になるものと考えられる。

苫小牧市自治基本条例第6条第2項における「住民投票の結果」とは、開票されることにより結果が公表されているものを意味するものである。そのため、開票されていないということは、尊重すべき結果が存在していないことであり、苫小牧市自治基本条例第6条第2項の結果の尊重義務はそもそも発生しない。

3 成立要件が「政治的なメッセージとしての指標」であると整理する場合

住民投票の成立要件が「成立した」ということを宣言する政治的メッセージを意味するものであり、条例上の効果としては指標以外の意味を持たない場合、これのみを理由とした条例上の規定の設定は、法制的に困難であると考えられる。

この場合における「成立」、「不成立」についての条例上の効果については、仮に投票率を成立要件とした場合における「投票率〇〇パーセント」と表明することと同義であり、この理由のみにより条例上に成立要件の規定を設定することは困難であると考えられる。

4 成立要件を設けない場合

住民投票を実施した場合、必ず開票が行われ、開票の結果が公表される。いかなる場合であっても尊重義務は発生する。

苫小牧市自治基本条例第6条第2項に尊重義務が規定されているため、住民投票条例において更に尊重義務を規定するかどうかについては、法制執務上の判断となるが、確認規定となる。いずれの場合も、尊重義務は必ず発生する。